OmeBlueロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青梅市(以下「市」という。)の観光プロモーションを目的に、おうめ! 観光戦略創造プロジェクト委員会が作成した「OmeBlueロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用対象)

第2条 ロゴマークは、前条の目的のために実施するイベントやプロモーション、販売・提供される製品やサービス、それらに関連する看板、ポスターやチラシ等の製作に使用するものとする。

(ロゴマークの権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、市に帰属する。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の制限)

- 第5条 次の各号に該当する場合は、使用を差し止めることができる。
 - (1) 市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) ロゴマークが別に定めるロゴマーク使用ガイドラインに従って使用されていないと判断した時。
 - (3) 法令または公序良俗に反し、またはそのおそれのあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党、思想または宗教の活動を支援し、または公認しているような誤解 を与え、または与えるおそれのあるとき。
 - (5) 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがあるとき。
 - (6) その他市が不適切と判断したとき。

(責任)

- 第6条 前条の規定により、ロゴマークの使用を差し止めた場合、ロゴマークの使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。
- 2 ロゴマーク使用者がその使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。
- 3 ロゴマークの使用により市が損害を受けた場合、市は、使用者に損害請求を求めることができる。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、市が行う。

(その他注意事項)

第8条 ロゴマークが使用されたものは、OmeBlueのHP等で紹介する可能性がある。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年12月20日から施行する。